

宍粟市告示 号

## 宍粟市手話言語条例検討委員会要綱

### (設置)

第1条 手話を言語として認識し、手話についての基本理念を定めるとともに市民が障がいのある人への理解を深め、手話を必要とする市民があらゆる場面で手話による意思疎通を図ることができる地域社会を実現することを目的とした宍粟市手話言語条例（以下「条例」という。）の制定に当たり、必要な調査、検討を行うため、宍粟市手話言語条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 条例の制定の意義、基本理念、盛り込むべき内容等について検討を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関し意見を述べること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に優れた見識を有する者
- (2) 聴覚障害者団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から条例施行の日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

### (関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提供を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日より施行する。

(失効)

2 この告示は、条例の施行の日をもって失効する。